

## 令和6年度事業計画書

### 基本方針

少子高齢化や核家族化がますます進む中、幅広い世代に渡る約3割の人がペットを飼育していると推測され、ペットは伴侶動物として、家族の一員としてかけがえのない地位を占め、ますますその絆が深まり、生活に欠かせない存在となっている一方で、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮して適切に飼養管理を行うことが求められています。

そうした中、動物愛護管理法や、動物保護管理の基本方針の改正を踏まえるとともに、県内の課題や各施策の進捗状況を勘案し、本年3月に滋賀県動物愛護管理推進計画（第3次）が策定されました。

この計画では、動物が命あるものであることを基本とし、動物について関心と理解を深め、動物を適正に取り扱い、飼養管理することにより、人と動物が共生できる社会の実現をめざしており、基本方針に「人と動物が豊かに関わる社会（人よし、動物よし、地域よしの三方よしの社会）の実現を掲げ、施策を推進しておられます。

このことを踏まえて、協会としても滋賀県の施策と整合を図りながら、動物の愛護思想の普及啓発事業および動物管理業務を推進し、人と動物が共生する社会づくりに努めます。

#### 1 動物愛護思想の普及啓発事業

動物の命について、その尊厳を守り、その生理、習性等を考慮して適正に取り扱えるよう、動物愛護の普及啓発を推進するため、次の事業を行います。

##### (1) 「動物愛護のつどい」の開催

動物のことを学び、命の大切さや思いやりの気持ちを育むことを目的として、新型コロナウイルスの感染拡大に十分な配慮をして開催します。

開催日：動物愛護週間（9/20～9/26）期間中

開催場所：県内公共ホール（講演会場）

参加予定人数：講演会100人程度

内容：講演会および協会紹介動画の上映ならびに、その内容を協会HPで配信、告知CM放送

##### (2) 長寿犬・長寿猫優良飼養者、動物愛護功労者表彰、感謝状贈呈

長年にわたり犬・猫を適正飼養し、長寿に導いた犬・猫飼養者や日頃から他の模範となり適正な飼養を実践されている動物愛護功労者を「動物愛護のつどい」で表彰します。また、多額の寄付者に感謝状を贈呈します。

##### (3) 犬および猫の不妊・去勢手術助成事業

滋賀県動物保護管理センター（以下「動管センター」という。）と大津市動物愛護センター（以下「愛護センター」という。）から譲渡された犬または猫の飼養者および賛助会員に対し、不妊・去勢手術経費の一部を助成します。

犬の不妊手術助成額 6,000円

猫の不妊手術助成額 4,000円

犬の去勢手術助成額 4,000円

猫の去勢手術助成額 3,000円

- (4) 災害時のペット同行避難 DVD の活用の働きかけ  
昨年度制作した災害時における「ペット同行避難」の要点（日頃の備えや構えの在り方など）をまとめた DVD の活用について、市町等に働きかけます。
- (5) 広報啓発活動の充実  
広報誌「わんにゃん広場」を年4回発行し、より読みやすく内容の充実を図るとともに、配布先の拡大に努めます。  
また、協会の事業や活動をより広く知っていただくため、「びわ湖わんにゃんマルシェ」に出店するとともに、量販店でパネル展を行うなど幅広く県民に普及啓発します。
- (6) 犬と猫のオリジナルカレンダーの制作  
滋賀県が行われる「うちの子写真展」で選ばれた12点をカレンダーの写真に使用することで、県民の犬猫への理解・関心を高めることとします。
- (7) わんにゃん掲示板の設置  
やむを得ない理由で飼養できなくなった県民の方の新しい飼養者探しに協力するため、動管センター、愛護センター内の掲示板および協会ホームページ内に「わんにゃん掲示板」を設置します。
- (8) 協会ホームページによる情報提供  
わんにゃん掲示板などの協会情報や動管センターの犬・猫の保護情報など、適正飼養に関する新しい情報を提供します。
- (9) 動物慰霊祭  
やむを得ず処分された動物の霊を慰めるため、関係者に案内し、慰霊祭を開催します。
- (10) 職員の専門的・技能等の習得  
職場の健康を維持・増進するための研修会を開催します。  
また、職員の資質向上および動物に係る知識・技能を習得するため、関係団体が主催する研修会や講習会に参加します。
- (11) 自主財源確保  
安定した協会運営や愛護啓発の充実を図るため、賛助会員を対象とした不妊・去勢手術助成事業や協賛施設制度の導入により賛助会員の拡大やわんにゃん募金箱など寄付金の確保に努めます。
- (12) 動物愛護関係事業への協力  
県内で開催される動物愛護関連事業に協力します。

## 2 動物管理業務の推進

動物の飼養は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、滋賀県動物の保護および管理に関する条例等に基づき適正に行うことが必要です。滋賀県が行う動物の適正飼養に係る次の業務を受託し、実施します。

- ① 犬および猫による苦情処理業務
- ② 野犬等の保護業務
- ③ 犬および猫等の引き取り業務
- ④ 地域猫対策事業への対応業務

- ⑤ 犬および猫の適正飼養に対する指導助言業務
- ⑥ 犬猫の譲渡事業
- ⑦ 特定動物逸走時の保護業務
- ⑧ 動物の適正飼養等の普及啓発業務
  - ・犬猫の正しい飼い方講習会
  - ・動物愛護学習（小学生等）
  - ・ペット防災対策講習会
  - ・動物飼養相談